

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、透明性が高く健全で公正な経営を維持するため、取締役会の監督機能強化を図りながら迅速な経営を推進し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。その充実のため、適時・適切な情報開示による経営の透明性の確保並びに統制環境の強化を重視しており、今後もコーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の向上を目指してまいります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------------------|----------|-------|
| 野島 隆久 | 93,103 | 41.38 |
| 株式会社ケーズホールディングス | 14,404 | 6.40 |
| メロンバンクエヌエートリーテイークライアントオムニバス | 8,000 | 3.56 |
| 株式会社みずほ銀行 | 7,880 | 3.50 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口) | 5,452 | 2.42 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口) | 5,000 | 2.22 |
| 野島 絹代 | 4,845 | 2.15 |
| エーエージーシーエヌブイトリーティアアカウントタクサブル | 3,042 | 1.35 |
| 野島 佳子 | 2,400 | 1.07 |
| ゴールドマンサックスインターナショナル | 2,341 | 1.04 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 大阪 JASDAQ |
|-------------|-----------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

| | |
|----|-----|
| 業種 | 小売業 |
|----|-----|

| | |
|--|---------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 | 500人以上1000人未満 |
|--|---------------|

| | |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
|-------------------|-----------------|

| | |
|-------------------|-------|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |
|-------------------|-------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|--|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | |
|-------|-------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | |
| 高山 秀廣 | 公認会計士 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| 井澤 秀昭 | 弁護士 | | | | | | | | | ○ | ○ |
| 大林 厚臣 | 学者 | | | | | | | | | ○ | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|-------|------|--|--|
| 高山 秀廣 | ○ | 株式会社コナカ 監査役 | 公認会計士資格を持ち、長年の監査実務経験から経営の重要事項の決定及び業務執行の監査等に、客観的な視点で助言を受けることができるため。 また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として指定しております。 |
| 井澤 秀昭 | | 日本大通り法律事務所 弁護士 同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。 | 弁護士資格を持ち、法律家としての経験と見識を有し、客観的な視点で助言を受けることができるため。 |
| 大林 厚臣 | | 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 情報セキュリティ政策会議 重要インフラ専門委員会委員 内閣府事業継続計画策定促進方策に関する検討会座長 内閣官房情報セキュリティセンター共通脅威分析及び分野横断的演習検討会座長 | 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授として研究分野であるリスク管理、イノベーション、競争戦略の見識及び政府委員で専門家としての、企業の事業継続、情報セキュリティの知識を当社の経営に反映いただくため。 また、客観的な視点で助言を受けることができるため。 |

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 0名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、総合監査・内部統制室3名、監査役3名からなり、常勤監査役は会計監査を執行する監査法人と相互に連携をとっております。

総合監査・内部統制室は、店舗の監査並びに本部の部署別実地監査を定期的実施し、監査結果を代表取締役並びに監査役へ定期的に報告を行い、その後、被監査部門に通知し、再発防止策とその実施報告を受けております。

監査役は取締役会等の重要な会議に出席するほか、取締役からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務等の状況の監査を実施しております。

また、監査役は経理部門や財務部門からの状況報告に加え、内部統制機能を所管する総合監査・内部統制室、子会社関係を所管する社長室から定期的に報告を受け、業務の適正性につき確認をしております。さらに、会計監査を執行する監査法人の業務執行社員及びその補助者とも定期的に協議、意見交換を実施することでより効果的に会社の内部統制に係る組織、手続き、業務等が適正に機能し執行されているかの把握に努め、併せて、会計処理の適正性を確認、調査しております。

当社グループにつきましては、役員派遣を行い業務執行の状況につき担当部署が当社規程に準じて監査を行っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 0名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | |
| 明石 栄三 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ | |
| 小野田 雅夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ | |
| 山本 邦彦 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | | | ○ | |

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|--------|------|-------------------|--|
| 明石 栄三 | | —— | 証券業界における経験が豊富であり、かつ会社からの独立性が高いため。 |
| 小野田 雅夫 | | —— | 豊富な経験から適切な意見を受けることができるため。 また、会社からの独立性が高いため。 |
| 山本 邦彦 | | 株式会社北越ケーズ 代表取締役会長 | 小売業の立場から適切な意見を受けることができるため。 また、経営の監督について客観性や中立性に優れていると考えられるため。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 1名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与については、中長期的な経営の観点から、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

全取締役の報酬の総額を開示しております。

平成23年3月期(平成22年4月1日～平成23年3月31日)役員報酬等の内容

取締役を支払った報酬 72,927千円、支給人員8名(うち、社外取締役に支払った報酬は6,600千円、支給人員3名となります)

※平成23年3月期末現在の人数は、取締役7名(うち社外取締役3名)であります。

取締役の人員及び支給額には、平成22年6月23日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、「役員報酬規程」に準じ決定しており、監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

報酬の上限額は取締役に 대해서는、平成20年6月19日開催の第14回定時株主総会において年額150,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬額の上限は同定時株主総会において、年額30,000千円以内とそれぞれ決議されております。

なお、当社は平成21年6月18日開催の第15回定時株主総会終結をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外監査役は、必要に応じて社外監査役の職務を補佐すべき使用人として、社外監査役補佐者を任命することができる体制を構築しております。また、特に重要な案件につきましては、案件の理解を深め、適切な判断が下せるよう複数回の取締役会で討議の上、決議をとることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 経営管理体制及び監査役の状況

当社は監査役制度を採用するとともに社外取締役並びに社外監査役を招聘することにより客観的な経営監視体制の確保しております。

平成23年6月末現在において、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役は3名(うち社外監査役3名)であります。監査役については、社外から選任することにより経営の健全化の維持・強化を図っております。

2. 会社の機関の内容

<取締役会>

取締役会は8名で構成しております。取締役会は原則月1回の定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会等を開催しており、取締役会の決定に基づく職務執行については業務分掌規程等においてそれぞれの責任、執行について定めております。

また、経営の監視・監督機能並びに適切かつ公正な意思決定可能な体制を強化するため平成21年6月18日開催の第15回定時株主総会から社外取締役を選任し、現在8名の取締役のうち3名が社外取締役となっております。

なお、重要事項の決定及び各取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、職務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

<監査役会>

監査役会は、常勤監査役(社外)1名と監査役(社外)2名にて構成されており、法令・定款等に従い、監査の方針・計画を決定しております。監査役は取締役会に出席し、さらに常勤監査役を中心に経営会議等重要な会議に出席することにより、取締役の職務執行状況を監視するほか、総合監査・内部統制室及び会計監査を執行する監査法人と連携をとり、会社全体の業務執行の適法性について確認及び財産の状況調査などを実施しております。

<経営会議>

意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、関係部署からの報告に基づいて情報を共有し、十分な議論の上、業務に関する重要な意思決定等を行っております。

<執行役員制度>

業務執行と経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。8名の執行役員は取締役会及び経営会議に出席し、経営上の意思決定を迅速に執行し、その執行状況を報告する役割を担っております。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク危機管理課主導により社内外におけるリスクの検討を行っております。必要に応じて管理部門の部長を主要構成員として「リスクマネジメントチーム」を組成し、当社に及ぼす影響の大小や緊急性によりリスクレベルの格付けを行い、それぞれのレベルに応じた予防対策を講じております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

5. 取締役及び監査役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会による監査機能をもつ監査役制度を採用しており、3名の社外監査役は、公平普遍的な立場から適正な業務執行の監視を行い、経営の健全性を高めております。上記体制は、当社のコーポレートガバナンスを実現・確保するために実効性があり、健全で公正な経営を行えるものと判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | より多くの株主様に出席を図るため、いわゆる株主総会が集中する前の週に定時株主総会の開催を基本として、平成23年の定時株主総会につきましても6月23日(木)に開催いたしました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットを使用した電磁的方法による議決権行使に加え、携帯電話を使用した方法も採用しております。株主様の議決権行使にあたって従来の総会出席や書面に加えて様々な選択肢を用意して参ります。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知発送日に当社のウェブサイトにおいて、招集ご通知(日本語版・英語版)を掲載し、議決権行使の促進を図っております。 |
| その他 | 定時株主総会の終了後、当社の理解を深めていただけるよう、経営方針説明会を開催し、今後の取組みについてご説明しております。また、当社ウェブサイトにて、定時株主総会の様子を動画で配信するとともに、議決権行使の結果を開示しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 「IRポリシー」を定め、情報開示に関する基本方針や基準等を、当社ウェブサイトに掲載しております。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期ごとに決算説明会を実施し、いずれも代表取締役が説明を行っております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ウェブサイト(IRサイト)URL: http://www.pcdepot.co.jp/co_ir/index.html 決算短信、決算説明資料、適時開示資料、有価証券報告書、月次報告、招集ご通知、決議通知等を掲載している他、直近の決算説明会の動画配信を行っております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 社長室にてIRサイトの制作および株主様等の問い合わせ対応等、各種IR全般業務を実施しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社要綱において、「会社の成長で社会に貢献し、お客様、株主様、地主様、お取引先様、社員の家族を尊重しよう」と規定し、当社の基本方針として定めております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は、地域の皆様が「年齢・性別・所得・教育・居住地域」等により発生する情報社会における格差(デジタルデバイド)を店舗を通して解消し、店舗を通じて実現することが使命であるとCSRの基本方針を定めております。 そうした考えの下、具体的には、お客様の「困った」を解決するため、PC DEPOT全店にパソコンクリニックを設置、平成22年9月より「PC DEPOTパソコンクリニック」の直営テスト店の運営を開始し、技術サービス・サポートを提供する視点の増加を図りました。 パソコンクリニックでは、年齢・性別・所得等にかかわらず、どこで購入したパソコンでも無料で診断をするなど、地域のパソコン・インターネット・データ・ネットワークの安全性向上に努めております。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災された方のパソコンの応急処置や修理の優先対応等を行いました。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまに、IRサイトをはじめとして当社に関する重要な情報開示を適時に公平に迅速に正確かつ継続して開示することを基本方針としております。 |

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムの整備の状況)

当社の内部統制システムといましては、その構築にあたり、事業活動の方針を定めた「基本方針」の徹底を図るとともに、適法かつ効率的な事業活動を行い、財務諸表の信頼性の確保及び企業情報の開示における統制及び手続きを確立しております。また、リスクに関しても定期的にリスク分析を行い、その管理に取り組みます。当社は、反社会的勢力に対し組織的に毅然とした姿勢で対応いたします。

(内部統制システムの構築に関する取締役会決議の概要)

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。月1回開催の取締役会では、法令遵守の観点から取締役の「心得」の確認、取締役・執行役員・従業員は半年ごとに「誓約書」への署名押印を行い、コンプライアンス並びに職務倫理を再確認するとともに必要な教育と社内試験を実施しております。

当社は、取締役会の活性化のため独立した社外取締役を、経営に対する監督機能の強化のため、独立した社外監査役を任用しております。また、取締役を主要構成員として組織されております「コンプライアンス委員会」は、再発防止の側面で機能連携しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務執行取締役は、その職務の執行にかかわる文書(議事録・稟議書・契約書等)その他の情報を当社の社内規程(取締役会規則・稟議書内規等)に従い、適切に保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 総合監査・内部統制室

子会社を含むグループ全社の統制環境の構築整備と運用の推進を図り、組織横断的な統制機能の主管を果たしております。

また、部署別実地監査・店舗実地監査を定期実施しております。監査結果については、代表取締役並びに監査役へ定期報告を行い、

その後、被監査部門に通知し、再発防止策とその実施報告を受けております。なお、内容等については社内規程を随時反映し、再発防止につなげております。

ロ. 内部相談窓口・内部通報窓口・弁護士直通ダイヤル

相互牽制により、自浄作用が生かされる仕組みとして運用しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定例取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定及び各取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

また、取締役会の決定に基づく職務執行については、業務分掌規程等において、それぞれの責任、執行について定めております。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含むグループ全社の業務の適正につきましては、役員派遣を行い管理するとともに、業務執行の状況について、当社規程に準じて評価及び監査を行うものといたします。また、総合監査・内部統制室が組織(子会社含む)横断的に統制環境の整備と運用を「全社レベル統制42項目」を基本に行っております。

6. 総合監査・内部統制室の取締役からの独立性に関する事項

総合監査・内部統制室は、代表取締役の直属の部署として独立性を保っており、監査結果の報告は、代表取締役及び監査役に定期的な監査報告会で直接行っております。

7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。

- 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
- 当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- 内部通報制度の運用及び通報の内容
- 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、社会的責任並びに企業防衛の観点から、反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

2. 社内体制の整備状況

当社は総合監査・内部統制室を統括部署として反社会的勢力排除に向けた社内体制を整備しています。

従業員は、半期ごとに更新する「誓約書」に反社会的勢力との関係遮断の確認を実施しております。

取引先等の選定に際しては、新規取引開始時、又は定期的に当社所定のルールに基づく調査を実施しております。また、契約書には反社会的勢力との関係排除の条項を盛り込んでおり、将来においても契約締結が反社会的勢力との取引関係が発覚した場合には、契約を解除する条項を盛り込むことで当社と反社会的勢力との関係排除の対策を講じております。

3. 外部専門機関との連携

当社は神奈川県企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会、警察当局、顧問弁護士、外部調査機関等との緊密な情報交換、情報収集を実施しています。また、反社会的勢力との対応に際しては、警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、速やかな問題解決を図ることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 会社情報の適時開示に関する当社方針

当社は、情報開示を重要な経営課題と認識しており、投資判断に影響を与える重要な会社情報については、金融商品取引法及び大阪証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。)等に則り、すべての株主・投資家の皆様に対して適時に、公平に、迅速に、かつ正確に開示する方針であります。

また、法令・規則に定めがなくとも、株主・投資家の投資判断に多大な影響を与えると判断をした情報についても公平かつ迅速に開示を行います。

2. 適時開示に係る責任及び担当部署

当社は、適時開示規則に定める会社情報の管理及び適時開示の管理責任者として経理財務本部長を情報取扱者に任命し、担当部署を社長室としております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

イ. 適時開示の意思決定および会社情報の開示

会社の重要な情報の管理については、「決定事実・発生事実に関する情報」については社長室が、「決算に関する情報」については経理財務部がそれぞれ各部署あるいは子会社より報告を受け、原則、取締役会の承認を経て適時開示規則等に則り、情報取扱責任者が大阪証券取引所へ開示することとしております。

また緊急に開示すべき事実が発生した場合には、社長又は情報取扱責任者の判断により迅速に会社情報の開示を行うこととしております。

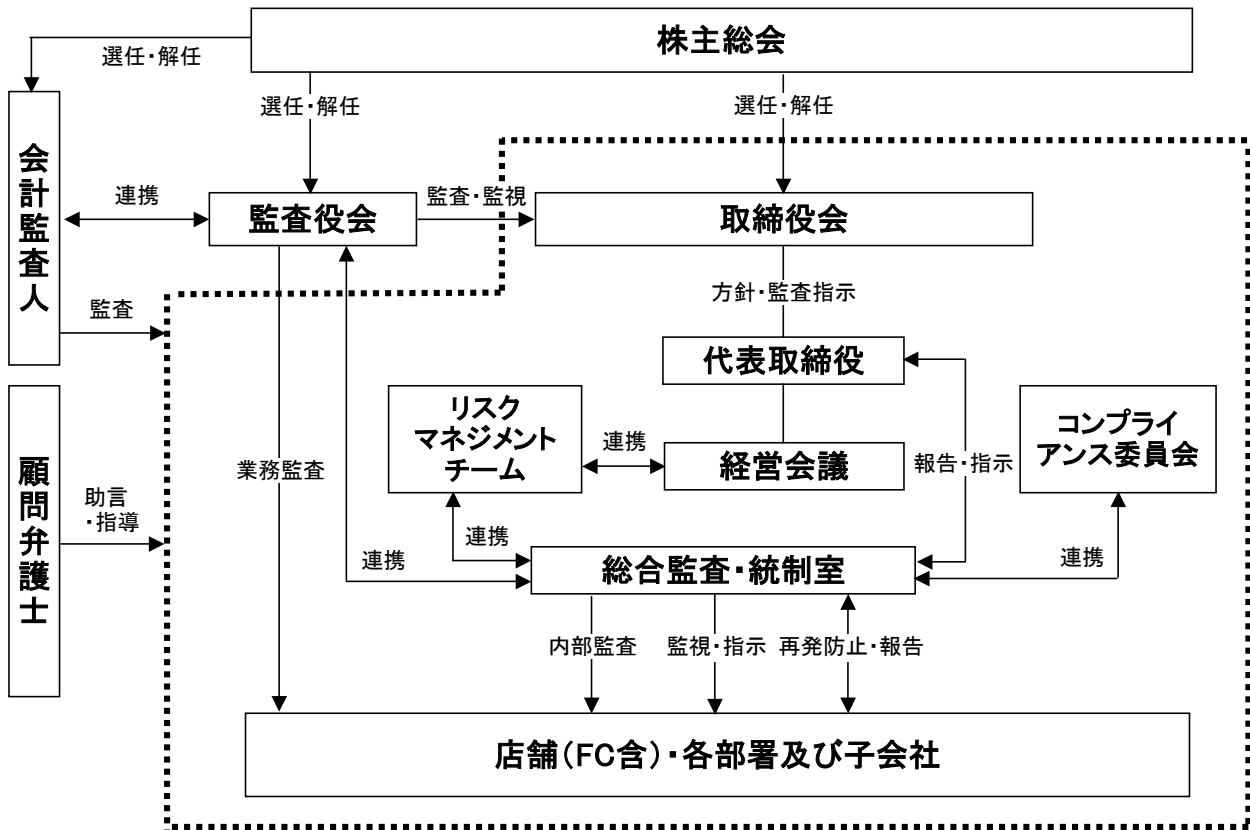
ロ. 適時開示に係るチェック機能等

社長室は、情報取扱責任者の指示のもと、適時開示規則等に則り、情報開示の要否、開示内容等の確認を社内関係部門又は必要に応じて会計監査人、弁護士等に行っております。また、経営のチェック機能の一環として、各監査役は会社法上の監査のほか、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人および内部監査部門等と連携し、取締役会をはじめとする社内主要会議への出席並びに当社及び子会社等の監査により取締役の職務執行状況の監査を行っております。

ハ. 会社情報の管理体制

会社情報の取扱については情報取扱責任者、経理財務部、社長室ならびに該当事項の関係者のみに限定をしております。該当部署以外には情報漏洩をしないよう細心の注意を払っております。

コーポレート・ガバナンス体制



別添：会社情報の適時開示の社内体制図

